

皆様の「声」をお願いします。



副会長 池田 和郎 (44期)

主な担当業務
紛議調停, 法律相談センター, 住宅紛争, 子ども
の人権, 犯罪被害者, 秘密保護法・共謀罪法,
司法修習, 法曹養成, 司改センター, 多摩支部等

東京弁護士会副会長に就任して2か月（執筆現在）その職に従事しております。理事者会としては、篠塚会長の下、個性的な面々が意見を闊達に交わしており、非常に信用と信頼のおける先輩・仲間を得たことに喜びを感じております。

本年度は、当会の財政改革の道筋を付ける一年と考えております。その意味で、多くのご議論を頂きつつ、総会議案等の電子的提供の総会議案が可決されたことにまず感謝いたします。また、私の担当している多摩支部については、八王子弁護士会館問題がありますし、法律相談センターの諸問題等、今後も会員の多くの声を頂きながら、政策実現をしなければならぬと考えております。会員の負担されている会費による政策実行という意味で財政規律は当然であります。他方、弁護士会の性格からすれば、公益的事業として積極的に出る場面もある筈です。要はそのバランスをどこに求めるかということになりますが、当会の置かれている現在の状況からすれば、選択と集中を適切に行うために、実情を十分に把握し、客観的な意見を頂くことが肝要であると意識しております。

担当する委員会等においては、各委員会の独自性と所属する委員の熱意に感じ入りつつ、個々の問題について勉強させていただいているところです。特定秘密保護法に関する意見書について、常議員会で継続審議していただいておりますが、そもそも論としての問題点の理解の困難さを措くとしても、行政実務を適正な運用に導く提言の必要性を浸透させることの重要性についてあらためて感じているところです。性の平等に関する委員会におけるセクシュアル・マイノリティに

関する会則等の改正については、定足数の関係で、総会議案として取り下げることとなったのは残念ですが、臨時総会では、是非可決となるようよろしく申し上げます。

5月には、子どもの人権と少年法に関する特別委員会所轄の人権救済申立事件に対する当会の勧告に関して、急遽記者会見を開くこととなりました。一新聞社がリークしたことを受けての急な対応でしたが、広報課も含めて迅速な対応をしていただき、当該勧告に対する担当部会の調査の正当性と何よりも子どもの人権と少年法に関する特別委員会の方々が子どもの権利、就中、子どもの意思表明権を踏まえて結論を導いたことは説明できたと考えておりますが、如何でしょうか。

委員会にしても、理事者にしても、本当に支えてきてくれているのは、事務局職員です。

労使担当として、個々の職員ともお話をさせていただいておりますが、個々に弁護士会に対する篤い想いをもって仕事に従事されています。理事者の質問等に適切に対応するのはもちろん、理事者が席に戻ると、待ってましたとばかりに相談に来られること多々です。事務局の知見等に頼る日々でもあります。実務の中では、会派等に属していない会員に接していることが多いのも事務局の皆さんです。その肌感覚でしょうが、声なき声に耳を傾けることも重要かと思っています。

纏々述べてきましたが、弁護士業務とは異なる執行・政策立案業務に従事できていることは新鮮でもあり、日々新たな発見です。これまでも、会内民主主義の実現と申し上げてきましたが、今後とも会員の皆様の「声」をお願いします。